介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る 「見える化要件」について

2019年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても令和6年4月より加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- 1. 処遇改善(I) から(Ⅲ) までを取得していること。
- 2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた 見える化を行っていること。

3の「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、 加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(職場環 境等要件)を公表していることです。

(特定) 処遇改善加算取得状況について

介護保険サービス

- 介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

障害福祉サービス

- 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

職場環境等要件について

	職場環境等要件項目	取り組み内容
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度 構築 職業体験の受入れや地域行事へ	採用窓口を法人で一本化し、面接から 採用後までスムーズに入職できるよ うにしている。法人内の他の部署との 人事ローテーションを実施している。 また、法人全体で研修を行っている。 年齢問わず、積極的に職業体験の受入
	の参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	れや出前講座等を開催するなど、介護職の魅力を PR している。